

八王子市恩方老人憩の家の在り方について

1 主旨等

(1) 主旨

市では、昭和 40 年の国通知に基づく高齢者のレクリエーションを目的とした「老人憩の家サービス」を、恩方老人憩の家(以下、憩の家という)及び長房ふれあい館の2施設で実施している。

そのうち憩の家については、令和9年度に予定している同施設の大規模改修前に、廃止の可能性も含めた施設の在り方を検討する必要がある。そのため、社会福祉審議会への諮問を経て令和6年度中に施設の方向性を決定する想定である。

(2) 社会福祉審議会にご意見をいただきたい内容

老人憩の家サービスの廃止の可能性を含め、以下についてご意見をいただきたい。

ア 老人憩の家サービスの見直しの方向性

イ アを踏まえた憩の家の今後の在り方

(3) 本分科会における検討の流れ(事務局案)

回	日付・時期	内容
第 1 回	4 月 26 日	在り方検討において必要なデータ等の案出し
第 2 回	8 月 16 日	本格的な議論
第 3 回	11 月 8 日	答申案をもとにした最終議論
	令和 6 年度末まで	答申をもとに、市として方向性の決定

※必要に応じて、施設利用者や市民を対象としたアンケート等を実施する。

(4) 本日の議論の目的

上記(2)を検討する上で、必要となるデータ等についてご意見をいただきたい。

※現時点で市で必要と考えているデータは以下ア～エの通りだが、これ以外にどのようなものが
必要かご検討いただきたい。

※データだけではなく、「～という目的で施設を利用することは可能なのか」「施設に～という機能があつたらよい」等のご意見でも可。

ア 施設利用者の実人数(団体利用、個人利用、浴室等の内訳含む)

イ 下恩方町、上恩方町、西寺方町などの近隣町を含めた、町別の要介護認定率

ウ 施設利用者の後期高齢者悉皆調査※における回答

エ 現在指定管理者が実施している教室(体操、書道、パソコン等)や、個人利用内容(カラオケ、浴室等)の施設周辺又は市内での民間サービス実施状況

※市が令和2年度(2020 年度)より毎年実施している、75 歳以上の市民のうち要介護認定等を受けていない人を対象とした調査。基本チェックリスト(厚生労働省が作成した、高齢者の心身状態を把握するためのリスト)をもとにした調査票により、心身状態を個別に把握することができる。

2 施設に係る基本情報等

(1)基本情報

資料 2-2 のとおり

(2)施設の利用状況(令和4年度)

資料2-3 のとおり

(3)令和4年度 指定管理者事業報告書

資料 2-4 のとおり

(4)憩の家と長房ふれあい館が現在の場所に設置された経緯

ア 憩の家

昭和 40 年厚生省社会局長通知「老人憩の家の設置運営について」(老人憩の家設置運営要綱)に基づき、昭和 49 年(1974 年)に市民部恩方事務所と併設して設置。

イ 長房ふれあい館

上記厚生省社会局長通知及び市民からの請願等により、平成8年(1996 年)に「長房老人憩の家」を設置。その後、長房老人憩の家の機能が取り込まれ、集会施設と高齢者の娯楽施設を兼ね備えた複合施設として、平成 12 年(2000 年)に「長房ふれあい館」を設置(都営住宅長房団地建替事業の中で 5 階建て都営住宅の1階部分に整備)。

(5)恩方農村環境改善センターの基本情報

資料 2-5 のとおり

3 在り方検討の背景

(1)施設の大規模改修

市の公共施設等総合管理計画において、令和9年度に予定している憩の家を含む建物の大規模改修前に施設の在り方を検討することとしており、設計の予算化を考慮すると、ここでの方針決定が必要。

(2)社会環境の変化

高齢化率の上昇や民間サービスの充実等、施設設置当時から社会環境が大きく変化しているため、対象を高齢者に特化した本施設の必要性の検討が必要。

ア 高齢者像(日本全体)

(ア)高齢者人口の割合は、昭和 45 年:約 7%→令和 5 年:約 29%に増加

(イ)高齢者の単独世帯数は、

昭和 55 年:881 千世帯→令和 2 年:6,717 千世帯に増加
(約 7.6 倍)

(ウ)高齢者の体力年齢は、平成 10 年~平成30年の間に

男性は約 5 歳、女性は約 10 歳若返っている

イ 娯楽・交流・社会参加の場

(ア)市民センター等の整備

(イ)高齢者サロンの増加

(ウ)シルバー人材センター、

ボランティアセンターなどによるマッチング

(エ)カラオケ、スナック、スーパー銭湯等の民間サービスの普及

(オ)スポーツ施設等の整備

高齢者は地域の中で
当たり前で自立して
暮らす存在に

公共サービスでレクリエ
ーションを提供しなくて
も、地域の中で自分に合
った楽しみを選び、いき
いきと暮らせる時代に

(3) 効率的な施設運営

隣接する恩方農村環境改善センターと利用実態が類似しているため、より効率的な施設運営方法の検討が必要。

(4) 市施設の入浴施設廃止

市施設の入浴施設廃止の流れを受け、憩の家の入浴施設についても方針の検討が必要。

施設名	廃止時期	主な廃止理由	後利用方法
戸吹湯ったり館	令和4年3月	施設老朽化による維持管理費の増加	防災機能などを備えた広場として整備予定
北野環境学習センター(あったかホール)	令和4年12月	清掃工場の稼働停止に伴う熱源消失による廃止	北野環境学習センター生きもの展示室
南大沢保健福祉センター	令和6年7月	施設老朽化による維持管理費の増加、施設利用者のニーズ低下	子ども家庭支援センターの移転先
東浅川保健福祉センター	令和7年4月	保健福祉センターにおける機能強化(子育て世帯に対する包括的な支援体制等)に伴う廃止	高齢者あんしん相談センターの移転先

4 全国・他市の事例

(1) 老人憩の家及び老人福祉センター 全国の数

資料 2-6 のとおり

(2) 老人憩の家 他市の廃止事例

自治体名	廃止時期	主な廃止理由	後利用方法
京都府 京都市	平成29年4月	民間サービス充実等による施設設置の必要性・効果の低下	民間事業者等により健康長寿サロンを設置・運営
東京都 新宿区	令和3年9月	施設老朽化により改修費に2億円以上かかること、直近6年で利用者が3割近く減少していること	民設民営の障害者グループホームを設置
新潟県 上越市	令和5年4月	浴室機能は民間においても提供されていること、施設の維持管理に毎年2,000万円以上の公費負担が発生していること	高齢者の趣味活動・作品展示、地域の交流の場として改修・リニューアル

5 過去の分科会でいただいたご意見及び現状

(1) 令和4年度第4回

ア 高齢者向け施設がある地域が恩方、長房のみと偏っているため、他の地域にも作るべき。

イ 施設を知らないと利用できないため、施設について周知をすべき。

ウ 施設の設置目的が不明確。市民の交流の場である市民センターが18カ所あるため、昭和40年代に設置された本施設は本当に必要なのか。

エ 利用者を高齢者に限定せず、多世代が利用できる方が、税金の使途として理解を得やすい。

オ 入浴施設は、民間サービスに対して補助金を出した方が経費が安く、市民も地域を限定せずに

利用できる。

【現状】市で行っている入浴施設関連の事業は、以下の2事業。(浴場振興施策として実施)

(ア)プレミアム入浴券

八王子浴場組合が実施する、市内在住の18歳以上の人を対象とし市内2銭湯(稲荷湯、松の湯)で使用できる券(1セット5回分500円)を販売する事業に市が補助を実施。令和4年度補助額は約432万円。令和4年度補助額は約432万円。

(イ)ふれあい入浴デー

小学生以下の子どもとその保護者1名が、毎月1回、市内2銭湯(同上)を無料で入浴できる、八王子浴場組合への委託事業。令和4年度委託料は約78万円。

(2)令和5年度第4回

ア 災害時の避難所としての機能を想定してほしい。

【現状】市が指定する災害時の指定避難所として、市民部事務所は含まれていないが、市内の小中・義務教育学校、都立高校、市民センター等が指定されている。

イ 次ページ6(2)のリエイブルメントセンターへの転換という案は、アクセスが悪く人が集まりにくいから可能性が少ないとのことだが、アクセスの悪い場所に拠点を置くことにこそ意味があるのではないか。

【現状】リエイブルメントセンターは自分で通える人が対象のため、まずは利便性の高い場所に設置している。なお、同センターは令和5年度までに本町・元八王子町に設置し、令和6年5月に東浅川保健福祉センターに設置予定だが、地域が西部に偏っているため今後は東部への設置を検討中。

6 【参考】恩方老人憩の家の在り方に係る検討状況(可能性の少ない選択肢)

	内容	可能性の少ない理由
(1)	浴室のみ廃止	廃止した場合の経費削減額が5~60万程度と財政的メリットが少なく、建物の構造上、浴室を改修して新たなスペースとして利用することもできない。
(2)	リエイブルメントセンター ^{※1} のサテライトへの転換	駅等からのアクセスが悪く、立地的に人が集まりにくい。
(3)	市民センターへの転換	市民センターは、住民協議会が運営に関わっている。17館構想のもと設置しており、増設する予定はない。
(4)	市民集会所 ^{※2} への転換	市民集会所は拡充する予定はなく、恩方は市民集会所を廃止して高齢者あんしん相談センター、はちまるサポートに転換した経緯がある。
(5)	高齢者あんしん相談センター、はちまるサポートのスペースへの転換	両者とも、一部屋空いていれば相談スペースとして使用するが、2階フロア全ては不要。

※1 要支援者を主な対象とし、運動や趣味の講座等を通じて介護予防を目指す「住民主体による通所型サービス」を実施している施設。

※2 会議室等の有料貸出を行う、市民部事務所に併設された施設。